

査読付き論文

震災伝承施設における資料化とその概念的検討

Conceptual Investigation of Disaster Archive and its Objectification

東日本大震災・原子力災害伝承館 山田修司

1. はじめに

本稿¹⁾は、震災伝承施設のあり方を考察するため、震災伝承施設における資料化の契機を導き、その概念的・理論的な検討を通じ、都市研究と災害研究の交差として議論の再配置と素描を試みる。

2011年3月11日から10余年が経過する。東北地方太平洋沖地震による地震と津波、そして東京電力福島第一原子力発電所の事故は、いまなお続く「災害」とその「災害の記憶」という関係的なイシューをわたしたちにつきつけている。

そして特に「災害の記憶」と強く結びついた現象として、わたしたちは主として被災地に「震災伝承施設」とそれをめぐる営みを目にする事ができる。

〈震災—伝承—震災伝承〉、これらは日常的にも専門学術的にも、かつ実践的にも理論的にもおそらく定まっていない。

「資料」に注目したとき、博物館（学）的機能の展示という側面から、（広い意味での）博物館による災害の伝達について科学技術社会論の観点に基づいて考察する田中（2021）や、阪神・淡路大震災（1995）以降の「災害ミュージアム」と記憶の継承を考察する阪本・矢守（2010）といった先行研究がある。しかし震災伝承が展示といえるかどうか、展示だとして博物館と同じように把握しうるかは不透明である。将来的に状況の変化があるとしても、2022年現在、震災伝承施設は、震災伝承施設と呼ぶべきかも含めて“ongoing”（進行中）にあるといえるだろう。

こうした状況において、わたしたちは震災伝承施設をどのような対象としていかに把握し記述することができるのか。本稿の試みは震災伝承施設をいわば虚焦点として、「災害の記憶」の実践へ理論的に接近するものである。

震災伝承施設が災害研究の対象である／となるということは、都市研究の対象となることに比べて中心的なテーマとして受け容れられるように思われる。

たとえば阪本・矢守（2010）は「資料」と「展示」と「記憶」をめぐる「災害ミュージアム」が、災害研究の中核機能も有する「人と防災未来センター」以後に増えていることを指摘する。

本稿の主題である「災害の記憶」の実践の「場所」として震災伝承施設を位置づけるにあたり、資料の展示のあり方だけでなく、社会のなかで資料が「資料」となる、そのような出来事の「場所」としての成立を検討する必要があるだろう。このとき、社会・歴史制度的な観点から、先行研究のような災害の「ミュージアム」というあり方を本稿は留保する。そのような留保において、都市研究との関係を整理しておきたい。

本稿が念頭に置く災害研究と交差する都市研究とは、阪神・淡路大震災を経験した兵庫（神戸）や首都防災を喫緊の課題とする東京（首都圏）といった都市（域）を対象とした「都市災害」研究に限らない²⁾。

本稿が念頭に置いている都市研究は、「都市と農村」のような実体的な位相と異なる³⁾。むしろ都市研究を通じて、社会（学）的なるものを再検討し、空間論的転回といった理論的な認識枠組みを用意する一連の研究をさす（若林 1996；吉原 1993；吉原 2022）。空間論的転回は「都市」に限定しない、社会としての「空間」（または「場所」）への問いを可能にする。

災害の記憶実践は、広島や兵庫の都市-空間や展示-空間をめぐる問いとして論じられてきた（阪本・矢守 2010；直野 2010；深谷 2018）。その空間編成自体を問うために、都市研究は有効な理論的資源を提供しようと本稿は考える。また後述するように、本稿ではミュージアム・スタディーズ⁴⁾をさらなる補助軸として配置していくが、ミュージアム・スタディーズの「ミュージアムを通じて社会をまなざす」という方針と本稿は軌を一にする。ここでの「社会」は都市研究における社会と同様に所与のものでなく、

空間論的転回（さらには移動論的転回）が要請されたような、まなざす社会への、まさに認識枠組みを問うことになる。

つまり、震災伝承施設において「どのように空間をとらえるかは、どのように社会が構成されているかをあらわすものとなる」（関 2004：181）という問題意識を、都市研究と災害研究の交差として、さらにミュージアム・スタディーズを出発点にしつつも別様に展開する構成概念としての「資料化」を導きに敷衍していく。

暫定的には、震災伝承施設のあり方はいわゆる素朴なハコモノではなく、わたしたちの社会へのまなざしと不可分な“ongoing”なものとして把握されることを示す⁵⁾。これにより、経験的・実証的研究による記述への展開が期待される。

本稿の構成は次のものである。まず2章で、問題意識を敷衍しつつ、資料化の手がかりとなるミュージアム・スタディーズの援用可能性を示す。第3章では災害の記憶に関する議論について時間的把握と空間的把握という二つの方向性を確認し、関(2004)による博物館における「記憶の伝承の困難」という立論をとりあげる。つづいて、記憶の空間的把握について、資料化の視角による別様の可能性(contingency)を考察する。最後に、いくつかの示唆と課題を確認する。

2. 問題意識

(1) 用語の整理

本稿では震災伝承施設に関して、下記のような緩やかにしかし限定した意味で用いる。

本稿でいう「震災伝承施設」とは、「2011年東北地方太平洋沖地震を起点とする一連の災害に関連する出来事を伝承することを目的とした施設」の略称として用いる。しかしこのことは、震災伝承施設を2011年以降に建設かつ／または呼称された施設に限らない。震災伝承と指示される営みは多様であるが、本稿では何らかの形で施設に関係付けられている営みに限る。このことは震災伝承の営みとは震災伝承施設においてなされることが必要かつ十分ということを意味しない。

こうした定義によって「災害ミュージアム」を留保しつつも、震災伝承施設が災害の記憶実践がなされる場として検討の対象となる。したがって、震災伝承施設に関する上記の定義はあくまでも約定的(stipulative)なものであり、また「震災」と「災害」

(あるいは「震災伝承」と「災害伝承」とを互換的に用いられることを排除しない。

震災伝承施設を考察するにあたり、震災遺構に関する議論とミュージアム・スタディーズの議論を補助線としてみたい。なぜならば、震災遺構もまた2011年東北地方太平洋沖地震を起点とする一連の災害に関連する出来事に関連するものであるからだ。そして震災遺構において制度と記憶実践が鍵となることが確認され、博物館(ミュージアム)をめぐる状況の議論へと接続してみたい。

(2) 震災遺構と博物館

震災遺構と記憶について、高橋は従来の「遺構」と「震災遺構」との違いを次のように述べる。「そこ〔従来の遺構〕に看取されるのは「現代から切り離された「過去」である。これに対して、今般の震災遺構が伝えるのは未だ「過去」化していない出来事であり、震災以前の暮らし、被災経験、震災以降の展望までを時間的な射程に入れて議論が進んでいる」(高橋 2015：124)。

いまなお続く震災、震災と震災以後とを明確に線引きできるか否かを所与としなければ、発災を起点としたある種の「過去完了」という時間様相を震災遺構の特徴に指摘できるだろう。

一方で、阪神淡路大震災での「震災モニュメント」など、震災遺構に類似したものが2011年以前に存在しなかったわけではない。しかしながら、「議論が進んでいる」という事態の一側面として、小川が「震災遺構」の社会構築的な様態を分析している。「震災遺構」という言葉は、さまざまな被災建造物をひとつにくくるといふ、大きな一元化作用を有している。災害以前は縁もゆかりもなかった別の存在ひとつの Kategorie によって包含される」(小川 2015：79)

たとえば、復興庁による「震災遺構の保存に対する支援について」(2013年11月15日)、いわゆる「一自治体一遺構」の方針は、遺構の選定から保存方法まで、県や市町村と各地域住民等を巻き込んだ議論を呼び起こした(高橋 2015；山田 2018)。

では、震災伝承施設はどうであろうか。震災伝承施設という語の制度化として、「震災伝承ネットワーク協議会」による「3.11 伝承ロード」の活動を確認できる。同協議会の事務局は、国土交通省東北地方整備局が担っている。同協議会では、震災伝承施設について申請による登録制度を採用しており、令和

5年1月31日時点で317件の登録がある⁶⁾。登録されている施設はさらに3分類されている。第3分類の施設は65件登録されており、第3分類の施設のなかには、英名に **museum** を確認できるものもあれば、岩手県大船戸市立博物館のように、博物館法にもとづく「登録博物館」も含まれている。

ここで博物館の日本国内での制度に言及しておこう。博物館は、博物館法に外形的な必要要件の定めがある、「登録博物館」、「博物館相当施設」の規定と、これに定めのない「博物館類似施設」が分類に加わる。博物館法をみると、「定義」として第2条に「設置主体の要件」が次のように記される。「地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人〔中略〕を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう」。そして第10条には次のように記述される。「博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会〔中略：指定都市に所在する場合は当該指定都市の教育委員会〕に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする」。これは登録博物館に関する規定であり、博物館相当施設は第29条に規定されるが、「国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣」の、その他は「所在する都道府県教育委員会」の管理対象となる。

博物館は、博物館法に負うことで、安定的な制度化がなされているといえるかもしれない。しかしながら、登録博物館または博物館相当施設は博物館の全体の2割程度であるという統計もあり⁷⁾、また名称独占ではない。

博物館は機能の観点からは、図書館や文書館とも共有する要素があり、また国際的にも同様な状況にあり、近年は博物館類縁機関として3施設の機能を把握・連携する動きもある（金2009）。

博物館の程度を許す法的な制度と比べ、震災遺構も震災伝承施設とともに、法的整備も社会的なカテゴリズムも、未だ安定していない途上にあるといつてさしつかえないだろう。

あるいは「3.11 伝承ロード」による申請登録は、震災遺構を震災伝承施設の下位分類へと一元化する意図があるのかもしれないが、定かではない。第1分類・第2分類では施設それ自体が対象となる施設が多いが、第3分類を単なるハコとして対立的に置くものではない。第3分類にはハコ的な博物館類縁機関とみられる施設もあるが、いわゆる震災遺構も

含まれるからだ。

ここで注目したいのは、カテゴリズムがもたらす、あるいはカテゴリズムによって生じている事態である⁸⁾。先に引用した震災遺構の社会構築的な様態について、小川は次のように分析している。すなわち、「今回被災地で起きているのは、本来の用途で「使用」されていたものの多くが災害により法的にも「廃棄物（＝ゴミ）」となったにもかかわらず、その一部が「保存」対象に転換されようとしている、という認識上の組み換え実践」（小川2015：75）であり、そのような対象の「保存の発見」に際して大きな役割を果たしたのが「震災遺構」という語であった、と述べている。

上記において小川が指摘する「保存の対象の発見」は、マクロにもミクロにも博物館になぞらえられる。先に引用したように、マクロには震災遺構として一元化され、さらに「一元化のなかの多元化」と「一元化のなかの一元化」という方向性を小川は提示する。

一元化と多元化の緊張関係は、震災伝承ネットワークや復興庁といった官以外に、主に岩手県や宮城県で活動する（公社）3.11 みらいネットワークの活動（（公社）3.11 みらいサポート2021、（公社）3.11 メモリアルネットワーク2022）や福島県双葉郡での「ふたばいんふお」の取り組み（加井・松本2020）が注目されよう。また資料の保存については、国会図書館による「ひなぎく」のデジタル・アーカイブとそのネットワークがある。

本稿では保存の発見のミクロな場面、すなわち「認識上の組み替え実践」について、博物館学／ミュージアム・スタディーズを援用することで先の小川とは別の角度から考察してみたい。

（3）博物館の機能

博物館もまた途上にあるが、博物館の議論を牽引する国際博物館会議では次のような新しい定義を採択している。一部を抜粋すると、「博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する〔...researches, collects, conserves, interprets and exhibits tangible and intangible heritage〕、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、楽しみ、省察と知識共有のための様々

な経験を提供する」⁹⁾。

ここで博物館による活動の対象となる遺産 (heritage) は、ある種の理論的負荷を伴う語に注意する必要がある。すなわち「研究、収集、保存、展示」の対象は、認識論的に素朴な発見ではない。ある対象が対象として「heritagisation (遺産化) - musealisation (博物館化)」¹⁰⁾を伴うものとされる (Desvallées and Mairesse eds. 2009)。

博物館による遺産化は、先の小川が指摘した一元化と同様に、素朴でないがゆえにしばしば政治性を指摘される。博物館それ自体がある種の政治の場、イデオロギーの装置であるという指摘 (金子 2001) や、歴史・政治的な経緯から日本の「博物館」と「ミュージアム」を明示的に区別する議論 (松宮 2003) がある。また遺産としての収集・保存の対象という事態に「博物館学的欲望」「文化遺産化の欲望」(荻野編 2002) を見出す議論、コミュニケーションにおける人・モノ(資料)・知識の移動という契機から「多分に矛盾をはらんだ政治的な場」(笹島 2019: 128) という指摘がある。

官立の施設はしばしばハコモノとして非難の対象となり、また上記のように教育¹¹⁾を通して官製の「大きな物語」への迎合を強いている、といった見方もされる。たとえ指定管理という運営形態¹²⁾を採用したとしても、博物館のコミュニケーションは、啓蒙であり統制の隠蔽としての教育として、あるいはユニークボイス=統一の見解といった混乱を避けるための善意であったとしても、批判(非難)にさらされ続ける傾向にあるといえるだろう。

実際に、博物館/ミュージアムが(ネガティブな)政治的機能を果たしてきたことは否定しえない。しかし本稿では、博物館が、あるいは博物館と同様に震災伝承施設が、来館者が学び、来館者を教育する、学習・教育の施設であるかどうかを議論の所与としない。ミュージアム・スタディーズの先行研究において「ミュージアム・コミュニケーション」という分析枠組みの浮上の背景には、教育によって伝達されるべき知識を予め措定するおそれがあり、そうしたたとえ双方向であっても伝達という一面的な来館者研究のあり方の不十分さが指摘されている(並木 2000)。

光岡は「ミュージアムを通してその壁の外側へと広がる社会の網の目を可視化する点」に、ミュージアム・スタディーズの**アクチュアリティ**を見出している(光岡 2017:10-11)。本稿は「ミュージアム『の』

ではなくミュージアムを『通した』ミュージアム研究の可能性」(光岡 2017: 10)と類比的に、光岡が「認識論的切断」と述べるある種の方法論に依拠している。

博物館(あるいは博物館機能)がイデオロギー装置として機能している事態と、本質的にイデオロギー装置である事態とは、重なりうるが区別しなければならない。イデオロギー装置としての伝達のあり方に焦点をあてるならば、どういった教育理論・学習理論・知識論を採用するか、という前提も考慮しつつ経験的・実証的研究が要請されるだろう。しかし震災伝承施設が途上にある以上、博物館的な機能を果たしていることが観察可能だとしても、震災伝承施設が博物館となるかどうかは現状では経験的に判断をくぐらすのは難しい。博物館の「収集・保存・展示」といった機能が有する国家的イデオロギーとしての政治性と、記憶実践としての「収集・保存・展示」における空間編成が有する政治性は、経験に先立って区別されなければならない。

そこで、遺産化=博物館化を博物館学的文脈から抽象化・一般化して、本稿では資料化とよぶことにしたい。したがって、震災伝承施設における資料化とは、震災伝承施設と関わりをもちつつ収集・保存・展示などを通じて震災伝承の媒体となる/である震災の記憶実践をさす。

以下、震災伝承施設を博物館に類似する対象として論じていく。政治の場としての博物館の収集・保存、そして展示は、双方向か一方向であるかはさておき、コミュニケーションの可能性を所与としているようにみえる。そこでコミュニケートされる記憶、あるいはコミュニケーションとしての記憶実践について、次に見ていこう。

3. 災害の記憶への接近

記憶への人文・社会科学のアプローチには、時間的把握と空間的把握の2種類がある。

(1) 記憶の時間的把握

人文・社会科学における記憶研究は、モーリス・アルバックスによる集合的記憶論を端緒に、歴史学を中心とする「記憶ブーム」(記憶論的転回)を経て、現在において過去を想起/忘却する記憶行為への注目という共通了解がみられる(松浦 2005; 直野 2010)。このような時間を記憶的に把握しようとするアプローチにおいて、特に戦争(戦争体験)を事例に、ノ

スタルジーやナショナリズムへの危惧といった、記憶（記憶実践）の集合性が問題とされる。

すなわち、記憶実践＝想起の場は政治的な場であり、私たち（we tell～, our story is～）という集合性である。集合としての帰属する（すべき）集合体・共同体は存在するのか、構築すべき（されるべき）なのか、といった問いがなされる。たとえば直野は、狭義でのハコの施設（平和記念資料館）をこえ、想起だけでなく忘却や周縁化をとまなう、ある歴史観に基づく「ヒロシマの記憶風景」を記述している（直野 2010）。

この時間的アプローチは震災伝承施設の資料化についても、いくつかの示唆を与えてくれる。まず想起という記憶実践から、（実践の基準点としての）現在から震災の記憶への過去完了として、震災の記憶実践として類比的にアプローチの可能性を示しているといえるのではないか。また被災者の経験と被災者たちの経験の重なりと区別、その構成員といったものへの政治性-集合性への注意をうながす。

一方で、次のような疑問も生じる。震災は歴史となっていない。しかし文明批評的な把握においてはある種の歴史観を措定しうるが、そのような歴史を相対化する視点をどのように持ちうるのだろうか。さらには、集合性の有する政治性を強調するあまり、つまり歴史との不可避の結びつきを前提する場合に、集合性（＝歴史）へ回収されるが故に記憶の伝達・伝承は不可能だと、集合的記憶の議論（記憶の時間的把握）は主張する。しかしそれは、逆説的に集合的であれば記憶の伝達・伝承は可能と主張しているのではないだろうか。このような議論では、資料の資料性・モノ性が人間主体による記憶実践によって役割を与えられず、博物館から乖離して資料化の契機が隠され、想起主体の問いばかりが焦点化されてしまうおそれがある。

次にみる記憶の空間的把握は、時間的把握をある程度包括しつつ、（広義での）博物館における記憶実践を説明しようとする。

（２）記憶の空間的把握

まず、記憶の「空間的位相（把握）」は伝承の困難を説明しうる（関 2004：180）という関の立論を確認しておこう。以下は筆者による再構成である。

前提1：空間の編成は「場所の空間（space of places）」と「フローの空間（space of flows）」に峻別される

前提2：記憶は場所の空間に根ざしている

前提3：博物館はフローの空間として存在している

結論：「博物館という空間において、記憶を伝承するということは根源的に困難なのである」（関 2004：187）

ここでは論争的となる前提3に関連する説明をみていこう。

関は、「歴史」と「経験に基礎づけられた記憶」とを対比させる。ここでの歴史は抽象化された空間に存在＝フローの空間に対応する。歴史がフローの空間に対応するとは、「歴史の空間では、抽象化され、出来事はある一定の説明原理のもとにおかれるという意味で均質化され、生きられる経験の剥奪が生じている」（関 2004：184）。つまり「博物館に収集され展示されるモノは、必ず抽象化され、博物館の空間編成〔＝歴史〕に沿ったかたちで、意味を再付与される」（関 2004：185）。

ここでの抽象化とはモノが「それが元来存在していた場所の空間から切り離され」（関 2004：185）ることである。意味の再付与は、その前段階あるいは同時に、意味の喪失をとまなう。「保存されるモノはあたかも意味を有したまま固定化されるようではあるが、そのモノの意味を支えていた場所から切り離されてしまったため、消滅の過程から離脱した瞬間、意味を喪失してしまう」（関 2004：186）。

ここで述べられる意味の喪失と再付与は、まさしく先に述べた遺産化＝博物館化と理解することができるだろう。

関は、記憶の時間的把握における「想起主体の優位」という問題点（関 2004：180）を指摘する。しかし、関の議論において記憶実践は、空間に配置されるモノ、展示されるモノによる空間を基底とすると主張しているように読める。その主張は、時間的把握における想起主体の優位を逆転しただけではないだろうか。

4. 資料化と空間の構築

（１）資料化における意味の構築

モノの意味の「喪失」を語る時、そこにはコミュニケーションされるべき「本来の」意味、あるいは経験されるべき「真正の」経験・「正しい」知識といったものが想定されているのではないだろうか。

このような疑問について、構築主義の評価が関わってくる。

小川が「震災遺構」の社会構築を分析したとき、

社会において構築されるという様態が記述され、加えて一元化の機能が官製主導という規範によって説明されていた¹³⁾。

この震災遺構の構築主義的説明では、「本来の」震災遺構といったものからは中立とみなせる一方で、この中立性は相対主義へと陥る危険もある。

関による「モノの意味の喪失」の背後にある「本来の」「真正な」意味は、相対主義を免れているようにみえるが、他方でそれへのアクセスが、不可能かあるいは特権的となるおそれがある。

この点において、ツーリズム研究では、構築主義を「観光の真正性」が創られるプロセスとみなし、「私たちと世界をつなぐ回路」として構築主義をとらえている（遠藤 2017 : 9）。観光において経験される真正性はアクセスできない向こう側に置かれてはいない。

このように真正さと構築主義を配置したとき、構築の別の側面がみえるのではないだろうか。つまり、モノの意味の喪失を「真正性のゆらぎ」（光岡 2017 : 223-230）と捉えたとき、博物館における空間の構築が、フローではなく場所の空間としても成立しうるものとして記述できるのではないだろうか。

関は博物館における記憶成立の契機が困難であるが不可能でない事例を挙げている。「文字を書くという行為をおこなった個人の場所の空間が抽象化・均質化を免れているということ、あるいは出来事の発生地それらがおかれているために、抽象化されない」（関 2004 : 187）。

関において、フローと場所のそれぞれの空間編成は相互排他的であるにも関わらず、博物館が場所の空間として成立しうるのは、境界づけが関わる（関 2004 : 188-189）。では博物館における空間の境界とはいかなる対象か。

わたしたちはすでに成立した境界づけられた空間を観察することもできる。しかし、ここでは「出来事の発生地」としての空間の構築、博物館化・資料化の場面に目を向けたとき、なにが出来事へ含まれるかを考えてみたい。

このとき、収集はされど展示されていない資料の扱いという施設の実践についての今井による考察が参考となる。

今井は北海道南西沖地震による「災害の記憶」を有する奥尻島の奥尻島津波館を事例に、収集はされど展示されていない資料から、次のように述べている。「奥尻島津波館での「配慮」は、奥尻島での社会

的な事実に含まれると言えるのではないか。奥尻島での災害の記憶は、「島には甚大な被害があった」だけでなく、「島の人々の心情に配慮し、津波館の展示方法をジオラマとした」、ということである」（今井 2015 : 16）。

「写真や被災したものによってのみ、過去と現在が構成されるのではない」（今井 2015 : 16）という主張は、一見すると記憶の時間的アプローチと同様に想起主体の優位を主張しているかにみえる。しかしこの主張は記憶実践とモノとの関係についての、あるいはモノの資料化としての記憶実践についての主張と読むべきである。

今井はまた次のように述べている。「記憶を残そうとする実践には、社会全体に関わる事実の認識と、人々が意味を見出し思いを寄せたことによって成立する事実がある」（今井 2019 : 76 など）。そこには、事物に記憶を託す、記憶のかたちともいふべきあり方、「共有させ、事実として成立させていく」（今井 2019 : 76）あり方が指摘されている。

今井がここで用いる「事実」は、関が博物館によって喪失するとされたモノの「意味」と言い換えることができよう。あるいは、ここでの事実とは、モノが抽象化・脱文脈化され意味を喪失するのではなく、空間の構築に応じて再文脈化され別の意味を付与・または意味の変容をとまなう出来事と言えるのではないか。

（2）資料化における空間の構築

以上から、関が念頭に置いているであろう、フローと場所の空間に関する議論、カステルらによる新都市社会学¹⁴⁾を震源のひとつとする空間論的転回の議論を改めて参照しておこう。『空間の生産』（1974）をはじめとするアンリ・ルフェーブルを嚆矢とする空間論的転回はジョン・アーリによって領域の外へ目を向ける移動論的転回へ先鞭をつけられた（吉原 2022）。

しかしここで領域にこだわる時、フローと場所を二項対立的に捉えることによる理論的隘路は、正であれ負であれ地理的な近接性に閉じていることに起因すると、吉原は指摘する（吉原 2008）。

そのような隘路に対して、マッシーの議論は示唆的である。マッシーは、「場所のオルタナティブな解釈（alternative interpretation of place）」を次のように示す。「この解釈では、ある場所にその種別性〔specificity〕を付与するのは、ずっと過去にまでさ

かのぼって内面化される〔internalized〕歴史ではない。それは、ある特定の位置で一まとめに節合された〔articulated〕諸関係の特定の布置〔constellation〕から構築されるという事実なのである。〔中略〕換言すれば、場所の唯一性〔uniqueness of place〕、つまりローカリティは、社会的諸関係、社会プロセス、そして経験と理解がともに現前〔co-presence〕する状況のなかで、その特定の相互作用と相互の節合から構築される」(Massey 1993:66 = 2002:41)。

そうした社会的諸過程による空間の構築という点に関して、マッシーの議論、特に空間の概念化についての第三命題、「空間をつねに構成にあるものとして〔space as always under construction〕認識する」(マッシー2015:24)を敷衍してみたい。

空間は単なる容器ではない。このことから、博物館を、震災伝承施設を単なるハコモノとして把握することは失当となる。モノの意味＝事実は「〈これまで語られてきた物語の数々〉(stories-so-far)が同時に起こるものとしての空間」(マッシー2015:24)であり、そのことは「未来の開放性を承認するあらゆる政治〔中略〕は、徹底的に開かれた〈時間－空間〉を、つねにつくられ続けている空間を、必然的に含意している」(マッシー2015:358)。

記憶実践の場において問題となる政治性は集合性に関わるものであったが、マッシーの議論からは加えて、空間の均質性との対比として「公共」への可能性が問われるべきものとなる。

松浦はアレントのテーブルの比喩、「公共圏は異なる人々の間であって、人々をつなぎ合わせると同時に引き離す」(松浦2018:160)を持ち出し、集合的記憶(collective memory)と公共的記憶(public memory)の区別が重要だと指摘する(松浦2018)。

記憶実践の場が場所の空間として成立するかの鍵のひとつは、公共が成立するか否かにある。このとき、資料化の場面では保存の対象の発見について、発見の時点で固定化、または発見の文脈が固定的なもののみならず、その発見や文脈の正当性への問いへの開かれが可能性として問われている。いうなれば、正当化(justification)の正統性(legitimacy)のプラットフォームとして公共的記憶の場の基層¹⁵⁾が震災伝承施設のあり方の根幹をなすと考えられる。

5. おわりに

本稿では震災伝承施設のあり方を、博物館学的概念から出発した「資料化」概念を導き、災害研究

と都市研究との交差する対象として考察してきた。それは、資料化における記憶実践の空間編成へのまなざしを通じて、社会のあり方へと問うことを可能にする震災伝承施設の意義の検討でもある。

本稿は「資料化」概念を通じて、博物館の「収集・保存・展示」といった機能が有するイデオロギーとしての政治性と、記憶実践としての「収集・保存・展示」における空間編成が有する政治性との先験的な区別を提示した。この区別により、先行研究では不十分なたちで示されてきた、後者の空間編成の政治性に関して、歴史に回収されえない、開かれた場所の公共性を要請する。つまり、従来はイデオロギー装置として「発見と正当化」の政治性のみが指摘されてきたが、本稿では、加えて「正統化」を問うべき開かれた公共的な場所としての成立を、問うべき論点として明らかにした。

震災伝承施設を博物館(ミュージアム)と類比的に扱ってきたが、震災伝承施設には記憶の点で明確な特徴を指摘しうる。それは震災遺構について引用したように、災害の記憶は、現在と生きられたかたちでつながっている過去完了なのである。この意味において、わたしたちは「資料」を固定的に捉えることで記憶の「資料化」を、過去を根拠に言い逃れするような正統化はできない。それは、まさに、いまここで構築される場所に対する、現在のわたしたちの責任を伴う災害の記憶実践という行為の特徴である。

本稿は具体的な震災伝承施設の実践を捨象して概念的に論じてきたことから、経験的な反証にさらされていない。しかし、「イデオロギー装置としての博物館」や「フロー空間としての博物館」を指摘したように、震災伝承施設の本質的なあり方について、イデオロギー装置やフロー空間に限られない別様の可能性を、本稿では「資料化」概念を通じて理論的に示すことを試みた。そしてそのような理論的な枠組みによって、経験的・実証的な調査の可能性へ導かれうる。ミュージアム・スタディーズを補助線にしつつ、空間論的転回以降の都市研究と災害研究との交差として再配置することによって、震災伝承施設をめぐる議論が、進行中であるが故に、現在のわたしたちの社会を分析するための意義ある研究対象として有用となる。

経験的・実証的な調査へ向けた課題と示唆を最後に述べてみたい。集合性と公共性を区別したが、集合性が災害の記憶実践においては有効な場面もあり

うる。2011年の災害としての原子力災害は、避けて通れない災害である。たとえば犬塚が原子力災害の被災者を、ディアスポラとしての避難者集団として理解するためには、集合的アイデンティティへの理解が有効と示唆している（犬塚 2017）。そこでの集合性は空間論的転回からの政治思想の課題として、「多様な理解をもつ多様なメンバーの関係のなかで、たえず構築され直されていく、[略] 多様なアクターが参画する論争的な政治プロセスの産物」（犬塚 2017: 79）だと述べられる。災害の記憶実践における具体的なアクターのあり方は本稿に残された課題の一つである。また、深谷が自身の資料収集の経験から述べる「調査の現場空間」における断片的な想像（深谷 2019: 85）も、「断片的にでも想像できる」にせよ「断片的にしか想像できない」にせよ、どのような記憶のかたち、空間が必要であるかについての課題から調査へと導きを与えてくれる。

謝辞

本研究は令和4年度東日本大震災・原子力災害伝承館個人研究費の補助を受けている。

注

- 1) 本稿の内容は筆者個人の見解であり、筆者が所属する組織の公式見解を示すものではない。
- 2) 社会学的領域に絞ると、「都市災害」研究は社会の「都市化」を背景とした（地域）社会の再編を背景に置く、または志向する研究といえる（山本 2020）。その意味で必ずしも都市を対象の主眼としない、東日本大震災の研究における農山村・漁村地域の共同性や生活様態が都市の様式へ変容することへの注目（吉野編著 2021；吉野 2022）といった研究を都市災害研究の延長に位置づけることが可能かもしれない。
- 3) ただし、「社会を越える都市」（吉原 2008: 3章）といった、グローバル化やジェントリフィケーションなどをキータームとするような実体としての都市空間に関する都市研究があるように、対立するものではない。
- 4) 日本の「博物館」と海外の「ミュージアム」の異同は注意する必要（松宮 2003）があり、また博物館学（*museology*）とミュージアム・スタディーズ（*museum studies*）との異同も指摘される（光岡 2017: 10, 32）。一方で、これらの異同は歴史的なものであって本質的な区別ではないかもしれない。注5も参照。

- 5) フーパー・グリーンヒルが1990年代に述べた次の主張は、現在においてなお有効であろう。「博物館にはただ一つの実態（*form of reality*）があり、ただ一つの固定された活動様式（*mode of operating*）があると考えるのは間違いである。博物館の歴史を振り返ると、博物館の現実は何度も変化してきた」（Hooper-Greenhill 1992: 1）。国内でも博物館法の改正（2022年4月公布、2023年4月施行）が、社会教育法に加えて文化芸術基本法が加わることにより、どのような「博物館」をもたらすのかは、震災伝承施設の検討においても無関係ではなく、将来の研究に委ねられる。それには記憶実践における、いわゆる「語り部」の実際と理念を（再）検討する必要も含まれる。
- 6) 「3.11 伝承ロード推進機構」ホームページ（<https://www.311densho.or.jp/introduction/index.html?no=1>）2023年3月3日アクセス。
- 7) 文部科学省『令和3年度社会教育調査』より。
- 8) このカテゴライズについては、日本の大学博物館をめぐる議論が類比的な示唆となるだろう。博物館の法的・制度的な機制となる博物館法に先行する日本の法律には、学校教育法と社会教育法があり、博物館法は社会教育法に紐づけられる（第5条、第9条など）。一方の大学は学校教育法に紐づく。先述したように設置主体に関連して、佐々木・吉住（2014）は大学博物館がボーダーに位置づけられることを指摘する。「個々の大学博物館は、相当施設の申請をするか否かの判断や、大学附属施設ならではの課題、学校教育と社会教育という二面性の問題に直面していかなければならない」（佐々木・吉住 2014: 220）。
- 9) 第26回 ICOM プラハ大会（2022年8月20-28日に開催）臨時総会で採択。2023年1月16日には、ICOM 日本委員会による日本語確定訳文が公開されている（<https://icomjapan.org/journal/2023/01/16/p-3188/>）2023年2月8日アクセス。
- 10) 博物館化はイデオロギーを免れえない。英語で“*musealisation*”と“*musefication*”があるが、ある程度の中立さを好む場合には前者が語／概念として使用されるという（メレス・デバレ 2022: 109ff、第3章）
- 11) 教育という点において学芸員の役割は大きいと考えられる。日本国内での制度的運用がどうであれ（*curator* との違いなど）、学芸員に期待される役割の一つはその専門職（*profession*）としての役割であろう。日本では登録博物館・博物館相当施設ともに、

管轄自治体によって差はあるものの、学芸員有資格者または相当者の配置が登録要件とされる（博物館法施行規則の19条（申請の手続き）と20条（指定要件の審査）。「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」の報告書などでも学芸員の専門性に「コミュニケーション能力」が要求されている現状があるものの、教育の捉え方によってイデオロギー性を構造的に抱えることになる。

12)2022年博物館法改正により、設置主体の要件が変更され、国と独立行政法人を除き撤廃された。これにより国立の博物館（東博など）は依然として設置主体の要件から登録博物館とはならない。いわば半官半民の独立行政法人による運用のままであるが、行政学を中心とするニュー・パブリック・マネジメントの議論からも、博物館法をめぐる法的・制度的な機制は注視する必要がある。

13)構築主義の説明における経験的構築主義と規範的構築主義という論点は、[田村（2014）](#)を参照。

14)「フローの空間」と「場所の空間」とは、新都市社会学の旗手、マヌエル・カステルが『都市のグラスツール』（1983）などにおいて、都市空間を「情報発展様式」の展開による「場所の空間」に対する「フローの空間」の優位の出現にみる議論で用いられる。他方で、本稿で検討した関（2004）はあえてカステルの文脈から切り離すことにより、フローと場所を相互排他的な空間として、博物館的な議論に援用している。しかしカステルにおいては、『情報都市』（1989）や『デュアル・シティ』（Mollenkopfとの共編著、1991）などの議論からも、フローと場所を二項対立的に置くのではなくフローの優位によって特徴づけていることがわかる。高橋（1993）、吉原（2008）も参照。

15)こうした基層には、資料化されるモノの物々しさともいべき想起主体優位とはならないアクターとしての機能が見出される必要がある。「本書〔荻野（2002）〕は「文化遺産」化がモノをミイラ化してそのモノが放つ生活臭を取り去ってしまうことを指摘した。だがその無臭化のメカニズムを強調するあまり、そこに亀裂が入ってモノや死のなまなましさ再び人々に喚起される可能性を、あまりに負の可能性（意図せざる結果）としてのみ論じすぎたように思う。むしろ私たちの「文化遺産化」の欲望のなかにはそもそも、過去の人々やモノへの「追憶」の欲望がどこかに孕まれているのではないか。結果として無臭化してしまうにせよ、私たちはどこかで過去と

なまなましく繋がっていたいからこそ博物館を作るのではないか」（長谷 2003：607）。また橋本（1998）も参照。

参考文献

- 1) 犬塚元「政治思想の「空間論的転回」：土地・空間・場所をめぐる震災後の政治学的課題を理解するために」『立命館言語文化研究』、29巻1号、pp.67-84、2017、doi: 10.34382/00003060
- 2) 今井信雄「均質化する災害の記憶？：日本における災害の経験を事例として」『日仏社会学会年報』、26巻、日仏社会学会、pp. 7-16、2015、doi: 10.20811/nichifutsusocio.26.0_7
- 3) 今井信雄「記憶のかたち」吉野英岐・加藤眞義編著『震災復興と展望』有斐閣、pp.72-90、2019
- 4) 遠藤英樹『ツーリズム・モビリティーズ』ミネルヴァ書房、2017
- 5) 小川伸彦「言葉としての「震災遺構」：東日本大震災の被災建造物保存問題の文化社会学」『奈良女子大学文学部研究教育年報』、12巻、pp.67-82、2015
- 6) 荻野昌弘編『文化遺産の社会学—ルーヴル美術館から原爆ドームまで』新曜社、2003
- 7) 加井佑佳・松本行真「原発事故被災地の復興に向けたボランティア・ネットワークの取り組みと課題：双葉郡未来会議を事例に」吉原直樹ほか編著『東日本大震災と＜自立・支援＞の生活記録』六花出版、pp.220-247、2020
- 8) 金子淳『博物館の政治学』青弓社、2001
- 9) 金容媛「図書館・文書館・博物館における連携の動向」『文化情報学：駿河台大学文化情報学部紀要』、16巻1号、pp.33-43、2009、doi: 10.15004/00000855
- 10) (公社) 3.11 みらいサポート『2020年東日本大震災伝承活動調査報告書』、2021 (Retrieved from <https://311support.com/research210830>)
- 11) (公社) 3.11 メモリアルネットワーク『2021年東日本大震災伝承活動調査報告書』、2022 (Retrieved from <https://311mn.org/info29>)
- 12) 阪本真由美・矢守克也「災害ミュージアムを通じた記憶の継承に関する一考察：地震災害のミュージアムを中心に」『自然災害科学』、29巻2号、日本自然災害学会、pp.179-188 (Retrieved from https://www.jsnds.org/ssk/ssk_29_2.html)
- 13) 佐々木奈美子・吉住磨子「博物館相当施設という選択と大学博物館」『佐賀大学文化教育学部研究論文集』、19巻1号、pp.217-227、2014 (Retrieved from

<http://id.nii.ac.jp/1730/00021382/>)

- 14) 笹島秀晃「移動で捉え直すミュージアムの思想」伊豫谷登士翁ほか編著『応答する「移動と場所」：21世紀の社会を読み解く』ハーベスト社、pp. 112-130、2019
- 15) 関嘉寛「博物館という空間：記憶の伝承に関する一考察」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』、30 巻、pp. 176-192、2004、[doi: 10.18910/11884](https://doi.org/10.18910/11884)
- 16) 高橋早苗「マニユエル・カステルと「都市的なもの」」吉原直樹編著『都市の思想』青木書店、pp. 225-246、1993
- 17) 高橋雅也「震災遺構の保存と防災教育拠点の形成」吉原直樹ほか編著『東日本大震災と被災・避難の生活記録』六花出版、pp. 123-147、2015
- 18) 田中隆文『災害展示論』古今書院、2021
- 19) 田村哲樹「構築主義は規範をどこまで語ることができるのか？：政治的構築主義・節合・民主主義」『名古屋大学法政論集』、255 巻、pp. 715-755、2014、[doi: 10.18999/nujlp.255.19](https://doi.org/10.18999/nujlp.255.19)
- 20) 直野章子「ヒロシマの記憶風景」『社会学評論』、60 巻 4 号、日本社会学会、pp. 500-516、2010、[doi:10.4057/jsr.60.500](https://doi.org/10.4057/jsr.60.500)
- 21) 並木美砂子「来館者研究における「コミュニケーション論」の検討」『博物館学雑誌』、第 26 巻第 1 号、全日本博物館学会、pp. 1-16、2000
- 22) 橋本裕之「物質文化の劇場：博物館におけるインターラクティブ・ミスコミュニケーション」『民族学研究』、62 巻 4 号、日本文化人類学会、pp. 537-562、1998、[doi:10.14890/minkennews.62.4_537](https://doi.org/10.14890/minkennews.62.4_537)
- 23) 長谷正人「(書評) 荻野昌弘編『文化遺産の社会学-ルーヴル美術館から原爆ドームまで』」『社会学評論』、53 巻 4 号、日本社会学会、pp. 606-608、2003、[doi: 10.4057/jsr.53.4_606](https://doi.org/10.4057/jsr.53.4_606)
- 24) 深谷直弘『原爆の記憶を継承する実践：長崎の被爆遺構保存と平和活動の社会学的考察』新曜社、2018
- 25) 深谷直弘「福島第一原発事故と東日本大震災の記憶を残す活動：資料調査・収集現場における空間の考察」『社会志林』、66 巻 3 号、法政大学社会学部学会、pp. 75-88、2019
- 26) 松浦雄介『記憶の不確定性』東信堂、2005
- 27) 松浦雄介「負の遺産を記憶することの(不)可能性：三池炭鉱をめぐる集合的な表象と実践」『フォーラム現代社会学』、17 巻、関西社会学会、pp. 149-163、2018、[doi: 10.20791/ksr.17.0_149](https://doi.org/10.20791/ksr.17.0_149)
- 28) マッシー、ドリーン (森正人・伊澤高志訳)『空間のために』月曜社、2014〔原著 2005〕
- 29) 松宮秀治『ミュージアムの思想』白水社、2003
- 30) 光岡寿郎『変貌するミュージアムコミュニケーション』せりか書房、2017
- 31) メレス、フランソワ・デバレ、アンドレ編『博物館学・美術館学・文化遺産学基礎概念事典』水嶋英治訳、東京堂出版、2022〔原著 2011〕
- 32) 山田修司「災害復興における防災＝技術の適切さ」『日本都市学会年報』、51 巻、日本都市学会、pp. 311-320、2018
- 33) 山本唯人「阪神・淡路大震災の検証と人口減少・高齢化の時代における復興・防災」『日本都市社会学会年報』38 巻、日本都市社会学会、pp. 1-15、2020、[doi:10.5637/jpasurban.2020.1](https://doi.org/10.5637/jpasurban.2020.1)
- 34) 吉野英岐編著『災害公営住宅の社会学』東信堂、2021
- 35) 吉野英岐「被災後の都市的生活様式への移行と課題」『日本都市学会第 69 回大会発表要旨集』、日本都市学会、pp. 88-89、2022
- 36) 吉原直樹「空間論の再構成のために」吉原直樹編著『都市の思想』青木書店、pp. 210-224、1993
- 37) 吉原直樹『モビリティと場所』東京大学出版会、2008
- 38) 吉原直樹『モビリティ・スタディーズ』ミネルヴァ書房、2022
- 39) 若林幹夫「社会学的対象としての都市」『都市と都市化の社会学』岩波書店、pp. 1-28、1996
- 40) André Desvallées, and François Mairesse, eds. *Key Concepts of Museology*, International Committee for Museology, 2009 (Retrieved from <https://icofom.mini.icom.museum/publications/key-concepts-of-museology/>) [日本語版『博物館学のキーコンセプト』、ICOM 日本委員会、2011 も適宜参照した]
- 41) Hooper-Greenhill, Eilean. *Museums and the Shaping of Knowledge*, London and New York: Routledge, 1992
- 42) Massey, Doreen. "Power-Geometry and a Progressive Sense of Place," in Bird, Jon. et. al. eds. *Mapping the Futures*, London and New York: Routledge, pp. 59-69, 1993. [「権力の幾何学と進歩的な場所感覚」加藤政洋訳、『思想』、933 号、pp. 32-44、2002]